

石川町公園等緑地樹木管理業務 仕 様 書

1. 概要

石川町中心部に点在する公園等の樹木、植栽、芝などを良好な状態に維持するため、緑地樹木管理に関する専門知識を生かしながら、現場の状態に適した維持管理業務を行う。

2. 適用範囲

この仕様書は、石川町（以下「発注者」という。）が行う「石川町公園等緑地樹木管理業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

3. 業務名：令和7年度石川町公園等緑地樹木管理業務

4. 業務区域

(1) 業務区域 以下の各公園等のうち、別紙「業務説明図」に示す区域

- ① 石川町総合運動公園（クリスタルパーク石川）：渡里沢地内
- ② 駅前駐車場：当町地内
- ③ あさひ公園〔今出川河川公園〕：南町地内
- ④ ふなっこ広場〔今出川河川公園〕：関根地内
- ⑤ 谷津住宅団地内公園：双里字谷津地内

(2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで

5. 業務内容

別紙「業務説明図」を参考に、公園等の維持管理のため次の作業を行う。

(1) 芝生地管理

- ① 刈込み・刈揃え … 年5回を目安に刈込みを実施する。刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむらや刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ② 施肥 … 年3回を目安に、所定の施肥量を芝生面にムラのないよう均一に散布すること。
- ③ 除草 … 年2回を目安に、人力及び薬剤による雑草の除草を行うこと。
- ④ 保護・生育 … 芝生に傷みやはげる恐れがある箇所については、必要に応じて補植、養生をする。また、芝生の生育を促進するために、エアレーションや灌水を適宜行うこと。
- ⑤ 病虫害防除 … 薬剤散布により病虫害の防除を行う。薬剤散布にあたっては、農薬関係法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守するとともに、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。

(2) 生垣・寄植管理

- ① 刈込み … 年2回を目安に実施する。寄せ植えの機能や形状に応じて集団としての美観を維持できるように、成長度や樹種の特性に配慮しながら刈込むこと。
- ② 施肥 … 所定の施肥量を肥料の種類（寒肥、追肥等）及び特性に応じて最も効果が期待できる方法で年2回を目安に実施する。
- ③ 病虫害防除 … 年2回を目安に、薬剤散布により病虫害の防除を行う。薬剤散布にあたっ

ては、農薬関係法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守するとともに、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。

(3) 草花管理〔春季と秋季の年2回実施〕

- ① 地拵え … 花苗の植え付け前に、床土を20～30cm起耕し反転する。このとき、大きな石やごみなどを取り除くこと。
- ② 植付け … 業務説明図で花壇としている区域に花苗を植え付ける。このとき、苗数と密度、植え付けのムラに注意すること。なお、植え付けを行う花苗の品種については、受注者の提案により発注者と協議の上決定すること。

(4) 法面（草地）管理

- ① 業務説明書で示した回数を目安に、肩掛け式草刈機等により作業を行うこと。
- ② 傾斜地となるため、作業時の安全確保には十分に注意すること。
- ③ 刈り取った草は、現地に刈り倒したままとする。
- ④ 作業地内及びその周辺に水路がある場合、刈り取った草等によって雨水の排水に支障をきたすことがないように、水路の通水に配慮すること。

(5) 樹木（中高木）管理

- ① 剪定作業 … 本業務では積極的な整枝剪定は要求していないが、枯損枝、病虫害枝を発見した時には、発注者と協議の上対応を検討するものとする。
- ② 施肥 … 所定の施肥量を肥料の種類（寒肥、追肥等）及び特性に応じて最も効果が期待できる方法で年2回を目安に実施する。
- ③ 病虫害防除 … 年2回を目安に、薬剤散布により病虫害の防除を行う。薬剤散布にあたっては、農薬関係法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守するとともに、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。

(6) その他

- ① 作業後は、刈り取った芝や切除枝葉の収集撤去（法面（草地）管理作業を除く。）、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- ② ①で収集した芝や枝葉等については指示された集積場において処理するものとする。

6. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を速やかに発注者に提出しなければならない。

(1) 業務着手時

- ① 着手届
- ② 作業計画書（工程表）

(2) 業務完了時

- ① 完了届
- ② 作業報告書
- ③ 実施前・実施後写真

7. 実施体制

- (1) 本業務の実施体制は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。
- (2) 本業務では、台風などの災害や事故等により通行安全性等が阻害された場合、緊急で作業を依頼する場合がある。被害が予測される場合には、連絡・出動態勢を整えること。

8. 安全管理

- (1) 安全教育 … 受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において労働安全教育を徹底すること。
- (2) 事故の防止 … 公園利用者その他の人身、建物、設備等に損傷を及ぼさないよう細心の注意をもって作業すること。
- (3) 事故発生等の対応 … 万一本業務に起因する事故が生じたときは、受注者の責任において迅速、万全の対応をとるとともに、速やかに本町担当者に連絡し、対応後速やかに事故の概要、原因及び改善策等を書面により報告すること。

また、当該事故により生じた紛争については、受注者の責任において解決すること。

- (4) 車両管理 … 本業務に伴う車両の出入りの際は、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。また、周辺路上等での路上駐車やエンジンをかけた状態での待機は行わないこと。

9. 留意事項

(1) 損害発生 の 報告 及び 賠償

- ① 本業務中に受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し担当者の指示に従うものとする。
- ② 前項の損害に対する賠償責任は受注者が負うものとする。

(2) 疑義

この仕様書及び準拠法令等に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。